

山梨県の融資制度のご案内

経済変動対策融資 (経済危機関係)

山梨県内において1年以上の事業実績があり、新型コロナウイルス感染症の影響により売上高等が大きく減少した中小企業者の方を対象とした融資です。

融資対象	県内において1年以上の事業実績があり、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けた後原則として1カ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少しており、かつ、その後の2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少の見込まれる中小企業者
限度額	設備資金・運転資金 合計5,000万円
融資利率	1.4%
保証料率	0.9%
担保	金融機関又は保証協会の定めるところによります。
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要です。
償還期間	設備資金 10年以内(1年以内の据置を含む) 運転資金 10年以内(1年以内の据置を含む)
申込書類	市町村長の認定書(セーフティネット保証4号)、納税証明書(※)、財務書類などが必要となります。 ※県税に未納がある場合でも、県税事務所と分納の合意があるときは、申込みが可能です。 詳しくは、山梨県商業振興金融課(TEL055-223-1538)へお問い合わせください。
実施期間	令和2年3月2日から令和2年6月1日まで

◇取扱金融機関◇

山梨中央銀行 甲府信用金庫 山梨信用金庫 都留信用組合 山梨県民信用組合
商工組合中央金庫 みずほ銀行 りそな銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行

県庁商業振興金融課や最寄りの金融機関などお気軽にご相談ください。

中小企業金融相談窓口のご案内

▼ 中小企業者の皆様の様々な金融相談に専門の相談員が対応いたします。 ▼

場所	県庁別館3階 商業振興金融課
相談時間	9:00~16:00 水、木、金(月、火は金融担当職員が対応します)
電話番号	055-223-1554(直通)

問い合わせ先

山梨県 産業労働部 商業振興金融課
TEL 055-223-1538(直通)